資料2-1

女性用トイレの行列問題の改善に向けた取組

2026年６月
国土交通省総合政策局

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

これまでの対応経緯

○　令和７年６月に閣議決定された「**骨太方針2025**」において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられた。同年７月に「**関係府省連絡会議**」が開催され、女性用トイレに係る行列問題の改善のための３つの方針が示された。

１．　好事例の収集と普遍化（→令和７年12月に事例集を公表（内閣府））
２．　トイレの設置数に係る基準の点検・見直し
３．　仮設トイレに係る緊急の呼びかけ（→令和７年７月に通知を発出（関係府省））

○　**２の方針**について、「トイレの設置数に係る基準の点検・見直し」に関する基本的な考え方をガイドラインにとりまとめるため、令和７年11月から**有識者会議を立ち上げ議論**を行い、令和８年３月に**「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン（案）」**をとりまとめた。

○　令和８年３月27日から４月26日までの期間で、**パブリック・コメントを実施**し、**351の個人・団体から合計370件の意見が提出**された。提出された意見を踏まえ、「第４回　国土交通省ジェンダー主流化推進本部」において、ガイドラインを決定・公表する。

ガイドラインの概要

国土交通省

○　ガイドラインでは、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、**トイレの行列問題の改善に向けた対応方針**を示す。

※　不特定多数の者が利用する施設のトイレ（公共トイレ）を対象とする。

1．　基準のあり方　＜主な対象者：基準を策定する者（学会や行政、施設管理者等）＞

・基本的な考え方（①、②）を踏まえ、トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行うこと。

① **利用者構成や占有時間の変化等を踏まえ、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすること。**

※　男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比について、改めて検討することを含む。

② **男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数**（大便器と小便器の合計）**以上となる基準とすること。**

2．　適用のあり方　＜主な対象者：施設を設計又は管理する者＞

・基準を適用する際には、実態調査等によるデータの収集・反映を行い、施設に応じた調整を行うこと。

・トイレの面積は、男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提にせず、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定すること。

等

3．　行列改善に向けた取組　＜主な対象者：施設を設計又は管理する者＞

・便器を増設することが最も効果的であること。

・男女の便器数の柔軟な調整、施設内外のトイレとの連携、デジタルサイネージを用いた空き状況の可視化等の、ソフト面の取組も有効であること。

等

※　事例集も併せて参照すること。（内閣府HP：https://www.gender.go.jp/toilet.html）

群馬コンベンションセンター